

さんしゃ Zapping

Vol. 41 No. 1 (通巻 210 号)

2026 年 7 月

＜産社学会 ニュースレター＞

編集・発行：立命館大学産業社会学会（教員・院生委員会）

事務局：産業社会学部共同研究室

TEL (075) 465-8186

E-mail: s-kyoken@st.ritsumei.ac.jp

<https://www.ritsumei.ac.jp/gss/research/newsletter/>

〔 目 次 〕

＜新任紹介＞

着任のご挨拶	大澤 聡	p. 2
着任のご挨拶	相澤 雅文	p. 5
着任のご挨拶	高橋 正英	p. 8

＜エッセイ＞

国旗損壊罪法案とナチの国家象徴保護法	有賀 郁敏	p. 11
--------------------	-------	-------

< 新任紹介 >

着任のご挨拶

おおさわ さとし
大澤 聡



メディア社会専攻に着任いたしました大澤聡と申します。専門はメディア史です。主に日本の雑誌や新聞、書籍などを分析対象に、文字メディアまわりの来歴や思想史を研究してきました。

今年度は「現代メディア史」「メディア文化論」などの講義科目のほか、「プロジェクトスタディ」「基礎演習」も担当しております。文学部とデザイン・アート学部「メディアと現代文化」も担当するなかで、学部や研究科ごとの雰囲気の違いもすこ

しずつ掴みはじめたこのごろです。5限おわりにはゾンチカの食堂も愛用しています（帰宅したら無限の寝かしつけです）。

講義ではメディアの過去を題材とすることが多いものの、現代社会の動向や最新のメディア環境との接続面にアクセントをおきつつ、批評理論や現代思想など他領域群の知見を柔軟に応用した解説を心がけています。この方針はわたし自身の研究の経緯とも少なからずかかわっています。

1990年代に人文・社会科学を席卷したカルチュラル・スタディーズやポストコロニアル批評の流行を経て、では、つぎの世代は理論的に、そして実践的になにをなすべきだろうか、その渦中で考えるところから研究をはじめました。そのため、なかば必然のように複数領域の学会や研究会に所属しつつ、並行して他流試合も数多くつむことになりました。各種のアウトリーチ活動にも積極的にとりくんできたつもりです。

博士学位論文の第Ⅰ部に相当する『批評メディア論：戦前期日本の論壇と文壇』（岩波書店、2015年→岩波現代文庫、2024年）はその成果のひとつです。

同書が言論のマテリアルな位相に焦点をあて、メディアに無人称的に語らせる叙述スタイルを採用したのに対して、雑誌『群像』（講談社）の長期連載「国家と批評」（2020年～）では、人称性をもった偶発的なアクションが間主観的なネットワークのなかに配されることで意図せざる効果の変容をこうむり、その連鎖が公共圏を生成するにいたるという一連のプロセスを、かなり具体的なレベルでスケッチしています。媒体の性格から文体実験のチャレンジでもあります。

短期的にはこの完成へむかうとともに、中期的にはその調査の基盤に

ある言説分析を可能にする理論の体系的な更新を目指しています。わたし自身のこの課題にかぎらず、メディア史やメディア論をはじめ人文・社会科学の分析手法のアップデートのために、次世代の研究者たちとの長期的なコラボレーション環境をととのえ、同時に学内外でモビリティの高い研究会を組織できればと、ひとり夢想してもあります。もしも実現しそうな折りにはお力添えいただけますと幸いです。

また、前掲の『批評メディア論』と「国家と批評」のあいだに刊行した『教養主義のリハビリテーション』（筑摩書房、2018年）は、教養教育や教養主義を歴史と現状との両面から検討した成果ですが、最終章ではデジタル時代の「調べる」行為につきまとう、データベースの外部が不可視化する罫に触れました。そこから7、8年経ったいまなら、まちがいなく生成AIの問題が視界の中心に食いこんできます。

上述した言説分析の関心とも間接的に連動させたうえで、デジタル環境を活用した資料調査や史料批判の即戦的な指導を前任校では実施してきました。あるべきデジタル・ヒューマニティーズについても可視的なかたちに落としこめればと考えています。

最後にいささか唐突ではありますが

が、じつは自分の研究対象が「メディア」なのだと自覚するようになったのは、東京外国語大学の米谷匡史さんから修士課程のころにいただいた私信がきっかけでした。知りあってまもないわたしがはじめて書いた社会思想に関する論文へ緻密な分析の手紙をくださり、そこに記してあった「メディア論的」という評価に導かれるように専門を拡張させていったのでした（その論文じたい彼の影響圏で書かれていることは明らかでした）。残念なことに、米谷さんは昨年 58 歳でお亡くなりになりました。

米谷さんをはじめ公私にわたり親切にしてくださった先人たちのように、つぎの世代へ渡せるバトンがどれだけ自分の手元にあるかたいへん心許ないかぎりですが、本人の適性を見抜いてそこをすこしでも伸ばすような基礎教育なり協業なりができればと試行錯誤しております。

不慣れと無知ゆえに、知らないところでご迷惑をおかけする場面も多々あるかと存じます。お気づきのことがございましたら、どうか遠慮なく、ご助言いただけますと幸いです。これから、何卒よろしく願い申し上げます。

着任のご挨拶

あいざわ まさふみ
相澤 雅文



2026 年 4 月に人間福祉専攻に着任いたしました相澤雅文（あいざわまさふみ）と申します。立命館大学産業社会学部の一員として迎えていただき、心より感謝申し上げます。担当する科目は「知的障害教育課程論Ⅰ・Ⅱ」「障害者教育・福祉論」「病弱者の心理・生理・病理」「特別支援教育概論（小学校）」「発達障害論」など、特別支援学校等の教員免許状

に関連する科目が中心です。

私自身のことを申し上げますと、出身は宮城県で、岩手県境の農村地帯の生まれです。大学卒業後は仙台市で養護学校（現：特別支援学校）や小学校の教員、指導主事を務めておりました。40歳の時に思うところがあり、夜間大学院の修士課程で障害児教育を学び始めました。その後、博士後期課程に進んだのち、縁あって京都教育大学に奉職することとなり、19年間勤めて参りました。

京都教育大学では総合教育臨床センターに所属し、教職関連科目の担当をはじめ、児童生徒の発達相談や学校へのコンサルテーションを行って参りました。また、学部・大学院、および1年間で特別支援学校免許状を取得できる「特別専攻科」のゼミ指導も担当いたしました。大学院・特別専攻科のゼミ生の多くは現職教員でした。学校現場が直面する喫緊の課題や問題意識の解決に向けた研究・実践を重ねて参りました。

さて、現在、学習指導要領の改訂

に向けて中央教育審議会では活発な議論が進められています。そうした中で 2026 年 4 月に「特別支援学校教諭の免許制度や教職課程、幼・小・中・高の教職課程における特別支援教育の在り方にかかる方向性」が示されました。通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の増加や、障害の重度化・多様化を踏まえ、「すべての教員の特別支援教育に関する基礎知識の底上げ」と「特別支援学校教員の専門性のさらなる高度化」を柱とする方向性が提言されています。

一つ目は、全ての教員が共通して学ぶべき特別支援教育の内容の再構築です。現在も教職免許状を取得する際、1 単位以上の特別支援教育に関する科目が必修となっていますが、新たな方向性では「合理的配慮の提供」や「ICF（国際生活機能分類）」「自立活動」、医療・福祉・労働等との「多職種・他機関連携」など、より具体的な内容が提示されました。通常の学級でも支援を要する多様な子どもが増えている現状から、「特別支援教育はすべての教員に必須の知識である」という認識が強調されています。

二つ目は、特別支援学校教諭免許状の再構造化です。現行の一種・二種免許状は基礎的な免許状として統合され、16 単位へとスリム化が図ら

れるとともに、「共通的な基礎」と「障害ごとの専門」の 2 階建て構造に再編成される方向となっています。また、教員に求められる専門性を 3 つのレイヤー（層）に整理して高度化を図ろうとしています。第一層は「基礎的専門性（合理的配慮や ICF など全教員共通の基盤）」、第二層は「障害種別や状態に応じた専門性（知的・肢体不自由・重複障害への対応、自立活動の専門的指導、医療的ケア児への理解など）」、第三層は「教科指導、学級経営、学校全体での支援体制の在り方」となっています。

三つ目は、大学の特色に合わせ、アドバンス的な特別支援教育の専門性を自発的に選択し、学びを深められるカリキュラムデザインの構築です。文部科学省は、通常の学級の教員として採用された場合でも、概ね 10 年以内に「通級による指導」や「特別支援学級」の担任を複数年経験することを推奨しており、全教員に特別支援教育の経験を前提としたキャリア形成を求めています。また、管理職の登用等にあたっても、特別支援教育の経験を含めて総合的に考慮することとしています。

このように、すべての教員に基礎的理解を求める一方で、特別支援学校の教員には複数の障害領域に対応できる“総合的専門家”としての役割が求められています。これらを踏

まえますと、今後は、教職免許の取得を目指す人のなかで、「特別支援学校教員免許」の取得を希望する人が増えると考えております。

京都での生活も 20 年目を迎え、私にとって第 2 の故郷といっても過言ではありません。言葉はいまだに「えせ関西弁」のままですけれども・・・。

最後になりましたが、教職員の皆さまに温かく迎えていただきましたことに、深く感謝申し上げます。今後は産業社会学部の一員として、少しでもお役に立てるよう、誠心誠意努めてまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

着任のご挨拶

たかはし まさひで
高橋 正英



1 めざす小学校教員像

この4月より、子ども社会専攻に着任いたしました高橋正英と申します。3月まで33年間、福島県および京都市の小学校で勤務してまいりました。20代の頃は授業よりも放課後のソフトボール指導に夢中で、漠然と「どこかの校長になって退職するのだろうか」と考えていました。

そんな私にとって大きな転機となったのが、4校目の勤務校である福

島大学附属小学校での6年間です。毎日深夜まで続く研究や授業づくりに追われ、心身ともに厳しい日々でしたが、「子どもが真ん中の授業・学校づくり」に本気で向き合った時間は、私にとってまさに青春と呼べる6年間でした。教師として、授業者としての基礎・基本を徹底的に学んだかけがえのない時期です。

「子どもが笑顔になる授業がしたい」「子ども同士がつながる授業にしたい」「子どもが学びを深めていく授業がしたい」

そんな願いに向けて、互いの授業を見合い、その後は忌憚のない議論を交わす毎日でした。視点はただ一つ「子どもが生き生きと学んでいたかどうか」です。先輩方の熱い姿に憧れ、いつしか私も、授業の中の子どもの姿で教育を語れる教師になりたいと願うようになりました。

そんな時に出会わせていただいたのが、当時の研究部長であったY先生です。ある日、授業について相談するために先生の教室を訪ねました。夜中の1時を過ぎていたことを今でも覚えています。Y先生は大好きだ

った ZARD の曲を流しながら、一人で黒板に向かっておられました。そして私の方を振り向き、こう言われたのです。

「高橋さん、子どもへの愛情と、教材研究にかける時間は比例すると思わない？」

この言葉は、今でも私の教育観の根幹を支えています。誰だって帰りたいし、遊びたいし、ゆっくり眠りたい。しかし、その時間を削ってでも授業づくりに向き合うことが、子どもを大切にすることなのだと教えていただきました。それ以来私は、「よい授業とは何か」だけでなく、「子どものためにどれだけ時間と情熱を注いでいるか」を自らに問い続けるようになりました。

Y 先生は教育の本質を力強く語る一方で、自らの弱さや悔しさも率直に語る方でした。だからこそ、多くの教師から信頼され、活躍の場を全国へと広げていかれたのだと思います。そして私もまた、いつか堂々と自分の教育を語れる授業人になりたいと強く願うようになりました。

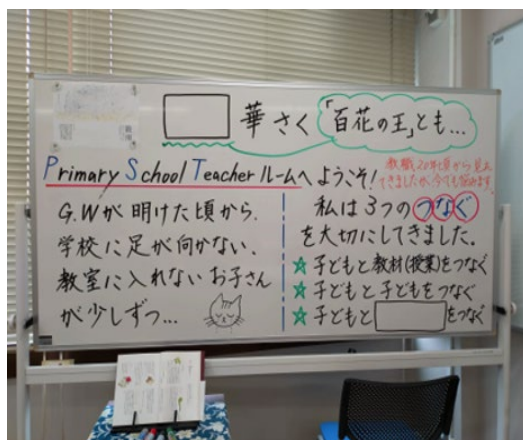
2 小学校で学んだことを学生のみなさんへ

そんな私が今年度から歩み始めた新たなステージが、大学での教員養成です。長年の学校現場での経験を、これからの教育を担う学生たちに伝

えるという、たいへんありがたい役割をいただきました。

現在は教育実習に関わる授業やガイダンスを担当するとともに、「PST ルーム」に常駐し、小学校教員をめざす学生に授業づくり、学級経営、生徒指導などについて助言を行っています。教育実習に関する相談はもちろん、子どもとの関わり方、模擬授業、将来の進路や人生設計まで、さまざまな相談に向き合う毎日です。

また、「今日は何の日」というテーマで、小学校の学びと関連付けたメッセージを毎日発信しています。小学生の学習内容や素敵な言葉、私自身が大切にしてきた言葉かけなどを紹介しています。そうした発信をきっかけに、学生同士が不登校支援について板書を使って語り合う姿を見ることがもありました。





着任してまだ日は浅いものの、現場経験を生かした助言ができることに大きなやりがいを感じています。

実習への不安を抱えていた学生が、「自信はないけれど頑張ってきます」と笑顔で実習へ向かったこと。

離島ボランティアを経験した学生が、複式学級について熱心に質問してくれたこと。

毎日のように PST ルームへ通い、

授業案づくりのノートを積み重ねている学生がいること。

算数の模擬授業のために複数社の教科書を見比べながら、何時間も議論を続ける学生がいること。

そうした学生たちの姿に、私自身が励まされ、学ばせてもらっています。気付けば、学生たちの学びや自分自身の学びを記録する「PST ルーム日記」を書き続けるようになっていました。学生と共に学び、共に成長できることを幸せに感じています。

これまでの経験を生かしながら、学生一人ひとりの成長に寄り添い、教員養成に全力で取り組んでまいります。このような環境へ導いてくださった立命館大学の教職員の皆様に心より感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

国旗損壊罪法案とナチの国家象徴保護法

あるが いくとし
有賀 郁 敏

1. サッカーワールドカップと国旗

現在、FIFA ワールドカップ 2026 北中米大会が実施されている。初戦の対オランダ戦から日本代表チームに対する熱い応援が繰り広げられているが、今春のワールドベースボールクラシック(WBC:2026年3月)と比較しても、大小様々な日の丸(国旗)を掲げながら「日本(ニッポン)」を連呼する応援の熱量は今回の方が格段に大きいように思われる。2002年の日韓共催大会の時は、日本を無邪気に応援するサブカルチャーとしての「ぷち・ナショナル」という言葉が登場したが、今や人びとは「ぷち」を軽々ととび越え、誰はばかることなく思いっきりナショナルの心情を発露しているかのようだ。わたしはこうした現象に対し、以下の点を前提とすれば特段の違和感はない。

一つは、偏狭な排外主義的ナショナリズムにならないことである。想起されるのはサガン鳥栖戦で、浦和レッズサポーターが日の丸とともに“JAPANESE ONLY”(日本人以外は



お断り)という横断幕を観客入場口に掲出し、社会問題化した事件である(写真:2014年3月8日)。ちなみに、FIFAは「人種差別主義及び人種差別撲滅に関する決議」を採択していた(2013年5月)。Jリーグは制裁として初の無観客試合を浦和に命じている(同年3月23日)。

もう一つは、日の丸(国旗)と「日本(ニッポン)」の熱気を相対化ないし拒否する自由が保障されていることである。日の丸(国旗)と「日本(ニッポン)」に対する思いや感情は

多様であってよい。

2. 国旗損壊罪法案の内容

ワールドカップでの日の丸(国旗)の風景は、顔ペイントのサポーターがそうであるように、見方によっては微笑ましくもあるが、2026年6月16日に政権与党など4党が議員立法で国会に提出した「国旗損壊処罰法案(国旗損壊罪法案)」は、同じ国旗でも看過できない問題が孕まれている。端的に言えば、憲法で保障されている表現の自由(21条)、思想・良心の自由(19条)に抵触することである。

すでに同法をめぐっては、法曹界をはじめ新聞紙上でも疑義が發せられている。たとえば、『日本経済新聞』(2026年4月5日)、『朝日新聞』(同年5月22日)、『毎日新聞』(同年5月27日)、『東京新聞』(同年5月27日)、そして少なくない地方紙が同法案に反対あるいは問題視する社説を掲載した。以下、論点を簡単に整理しておこう。

①立法事実の欠如

そもそも法律を制定するうえで、その根拠となる立法事実が存在しなくてはならない。自民党は1987年(沖縄国体での日の丸焼却事件:器物損壊罪で有罪)と2008年(靖国神

社参拝者に対する危害)などの4件を取り上げ、「そのような事案を将来に向かって抑止する」としているが、裏を返せばここ数十年の間、同様の事例が発生していないことを表明しているのに等しい。しかも沖縄の事例が傍証しているように、他者あるいは公共の場等での日の丸損壊は、現行法(器物損壊罪など)において処罰可能である。国旗だけを特別な存在とする根拠は見当たらない。

②外国国旗の扱いとの対比

また、「外国国旗の損壊罪はあるが日本国旗に対してはない」というもっともらしい理屈にしても、法律論からして説得力がない。なぜなら刑法(第92条)における外国国章損壊罪が規定された理由は、「それらの罪に当たる行為が外国を侮辱するものであることから、国際紛争の火種となり、外交問題にまで発展する可能性があり、ひいては日本の対外的安全と国際関係的地位を危うくするから」(日弁連)であり、人びとの自由かつ自然な感情に委ねられるべき国旗に対する行為とは位相(法益)を異にしているからである。(外国政府の告訴による親告罪)。

③罰則規定と表現の自由における委縮効果

同法案には「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する」と定めた罰則規定が設けられている。「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる」という判断の基準は極めて曖昧で、捜査機関による恣意的な取り締まりに対する歯止めがない。加えて通常、刑罰法規は国民があらかじめ自分の行為が処罰対象となるかを予測できる程度に明確でなければならぬという「明確性の原則」が必要だが(憲法 31 条の罪刑法定主義)、「著しく不快」という要件は人によって評価が異なり、どこまでが処罰対象になるかを国民が事前に判断できず、国旗に対する多様な意思表明(表現の自由)の委縮効果をもたらしかねない。

この点は狭義の政治的連動や芸術表現領域に限られたことではない。たとえば、自分が所有している日の丸(国旗)を損壊したら罰せられるかもしれないとなれば、表現の自由、思想・良心の自由は侵害されるだろう。

④ 謙抑的姿勢からの逸脱

小渕首相(当時)は国旗国歌法(1999 年 8 月 13 日)をめぐり、「今回の法制化の趣旨は、長年の慣行に

より、それぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着している日章旗及び君が代について、その根拠を成文法で明確に規定するものであり、本法律において、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うような規定は盛り込んでいない」(参議院議員福島瑞穂君提出国旗国歌法制化に関する再質問に対する答弁書:1999 年 8 月 13 日)と表明している。義務規定まじりや罰則規定はなく、政府の謙抑的な姿勢を読み取ることができるだろう。

ちなみに、法案に対しては立憲民主党、共産党、社民党は言うまでもなく、法案の提出に加わった国民民主党の玉木代表ですら、一時「違憲立法として粗すぎる」(6 月 1 日)と語っていたし(同党はその後、言うに事欠き「予防的立法事実」という法律用語にもない言葉を持ち出した)、自民党も中国における中国国旗と香港国旗の損壊の禁止(国旗及び国章条例)を含む「国家安全維持法」を人権擁護の観点から批判していたはずである(2020 年 5 月)。

以上を踏まえれば、今次法案は違憲立法と判断される可能性が高い。

ところで、かつて総理大臣経験者が「ナチの手口をまねたらどうか」と語り物議を醸したが(2013 年 7 月)、そのナチは国旗損壊法案と類似した法律を早々と制定していた。次

項でその中身を概観しておこう（条文は、以下の文献より引用。H. Kaden und L. Nestler (Hg.), *Dokumente des Verbrechens. Aus Akten des Dritten Reiches 1933-1945*. Bd. I, Berlin 1993)。

3. ナチの国家象徴保護法

ナチのプロパガンダは、ドイツの歴史遺産と文化を巧みに利用し、国民の支持と運動（擬似革命）への参画を促すものだが、国旗をはじめ国家の象徴の解釈を大衆メディアや国民に過度に委ねることには慎重であった。新政権発足（1933年1月）から5か月後、ナチ政権は国家象徴の特定の「誤用」を規制する法律を制定した。それが「国家象徴保護法」

（Gesetz zum Schutze der nationalen Symbole, RGBl. I S. 285:19. Mai 1933）である。ちなみに、もともとナチ党旗であったハーケンクロイツ（鍵十字）はヒトラー政権誕生後の大統領布告（1933年3月12日）により事実上の国旗となった（正式に国旗となるのは1935年9月15日公布の国旗法）。

同法は宝飾品、クリスマスの飾り、ワインボトル等にハーケンクロイツやヒトラーの肖像画を付した物品があることを理由に、ヒトラーやナチ国家の通俗化の防止を目的に制定さ

れた（写真：政治警察からの警告：悪趣味な卍のモチーフを使ったキッシュの製造・販売）。同法第一条は以下のように謳われている。



第1条：ドイツの歴史、ドイツ国家およびドイツにおける民族蜂起の象徴を、これらの象徴の尊厳を支持する人々の感情を害するおそれのある方法で公に使用することは禁止される。

「象徴の尊厳を支持する人々の感情を害する」とはどのような事態を指すのかあるいはそれを誰が判断するのか。この点に関して第3条で以下のように規定されている。

第3条：警察当局は最高行政機関の決定が下される前であっても、その裁量により第1条の禁止事項に違反していると判断した場合、当該物品を押収することができる。この場合、警察当局は直ちに当該決定を担当する行政機関に通知しなければならない。

条文から禁止の是非の判断(解釈)の権限が警察機関にあることが分かる。それだけではない。

第 5 条：第 1 条の禁止事項に違反がなかったと法的に判断された場合であっても、押収による損害に対する補償は認められない。

つまり、警察から疑いを持たれた段階で当該の者はなにほどかの損害を被ることは避けられない。

第 8 条：違反行為が特定の歌の唱や演奏、または物品の配布以外の行為である場合、第 1 条を実施するために警察規則を發布することができる。

第 9 条：第 2 条または第 4 条に基づく決定に反して、故意または過失により物品を流通させた者は、150 ライヒスマルク以下の罰金若しくは禁錮刑に処せられる。第 8 条に基づき發布された警察規則に故意または過失により違反した者も、同様の刑罰に処せられる。

ナチ政権はアドルフ・ヒトラーの像の建立をはじめ様々な活動を禁止し、特定の文化的歌を歌ったり演奏したりすることさえ禁じた。違反者に対し 150 ライヒスマルクの罰金若しくは禁固刑が科せられるとなれば、萎縮効果が強まることは明らかであろう。

4. 国民及び国家保護に関する帝国大統領令

ところで、国家象徵法の性格は同時期における他の法制度と関連づけると、さらに理解が深まるだろう。

ヒトラーは、国会議事堂の放火事件をきっかけに大統領ヒンデنبルクを説得し、後の「民族および国家の危難を除去するための法律」(いわゆる「全権委任法」：Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich：1933 年 3 月 22 日)の元となる「国民及び国家保護に関する帝国大統領令」(Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutz von Volk und Staat)を發布させた(1933 年 2 月 28 日)。これにより、ヴァイマル憲法の基本的人権をほぼ完全に停止し、多くの共産主義者と社会民主党員が逮捕され、集会や報道は禁止されることになった。大統領令の第 1 条は次のように規定されている。

第 1 条：ドイツ帝国憲法第 114 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 123 条、第 124 条、および第 153 条は、追って通知があるまで効力を停止する。したがって個人の自由、表現の自由(報道の自由を含む)、結社の自由および集会の自由、郵便、電信、電話通信の秘密の侵害、家宅搜索および押収命令、ならびに財産に対する制限は、法律で別途定められている制限を超えても許容される。

大統領令には罰則規程も記されている。

第 4 条：最高位の州当局又はその下位当局が本規則の実施のために発する命令、若しくは第 2 条に基づき帝国政府が発する命令に違反する者、若しくはそのような違反を扇動し、または奨励する者は、他の規定により、より重い刑罰が科される場合を除き、1 か月以上の禁錮又は 150 マルクから 15,000 マルクの罰金に処せられる。

第 2 項：第 1 項に違反して人の生命に共通の危険を生じさせた者は懲役刑に処せられ、情状酌量の余地がある場合は 6 か月以上の禁錮刑に処せられ、違反により人が死亡した場合は死刑に処せられ、情状酌量の余地がある場合は 2 年以上の懲役刑に処せられる。さらに、財産の没収を命じられることがある。

第 3 項：公共の危険を扇動し、または助長した者（第 2 項）は、懲役刑に処せられ、情状酌量の余地がある場合は 3 か月以上の禁錮刑に処せられる。

最高刑が死刑という量刑はそうとうに重い。

5. 2 つの法律からの問い

国旗損壊罪法案とナチの国家象徴保護法などを概観してきたが、ここ

で両者の考察を通じて浮き彫りになるいくつかの論点について記しておこう。

第 1 に、何よりも強調すべき点は、表現の自由、思想・良心の自由が侵害されることである。二つの法律はシンボル（国旗）に対する自然な感情を国家的にコントロールするという点、そして違反者に罰則が科せられている点で共通している。国民の中には国旗を大切にする、その尊厳を守ろうとする法律のどこが問題なのかという心情をいだく向きもあるだろう。繰り返しになるが、素朴な感情に依拠した日の丸（国旗）に対する愛着をわたしは批判しようとは思わない。問題はそこではない。肝要なのは、同じく素朴な感情に支えられた国旗に対するネガティブな態度（行為）も同様に尊重されなくてはならないという点である。ネガティブな態度（行為）が日の丸（国旗）の物理的損壊となるわけではなく、そのような行為は現行法で処罰できる。

それよりも、戦前の歴史的教訓から日の丸（国旗）に違和感を覚え、尊厳を抱けない人がいたとしても不思議ではない。むしろ、そのような人に対して日の丸を振りかざしながら、おまえは「日本人」ではない、あるいは「日本から出ていけ」と言わんばかりに謾罵する行為こそが厳

しく批判されなくてはならないし、声高に「愛国心」を叫ぶ為政者が、実は同じ国民である社会的弱者に対し氷のように冷たい態度をとることも見逃すべきではない。

第 2 に、個々の法律の中身を同時代の他の法律等と関連づけて理解することである。ナチの「国家象徴保護法」は先行する「国民及び国家保護に関する帝国大統領令」や「全権委任法」とセットで理解することで、その危険な性格がより鮮明になる。すなわち、敵対する左派政党、労働組合や労働者スポーツ組織の解散並びに既存の文化スポーツ団体のナチ組織への編入に見られる「均制化」(Gleichschaltung)の黎明期に誕生した法律の性格である。

他方、国旗損壊罪法案も先行する「国家情報会議設置法」(2026 年 5 月 26 日)との関連を踏まえるべきであろう。札幌弁護士会は法案可決に先立ち、以下の会長声明を通じて同法律の危険性を訴えている(国家情報会議設置法の制定に反対する会長声明：2026 年 5 月 22 日)。

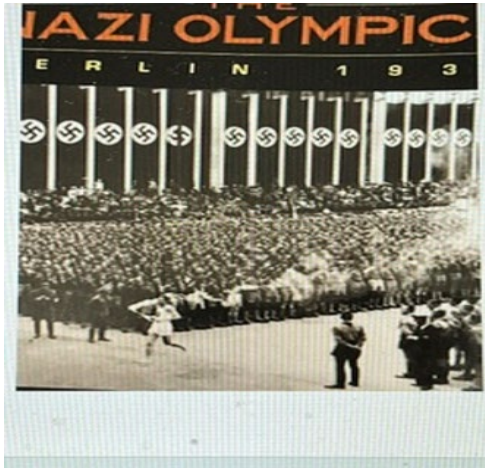
民主主義は、政府の政策に対する自由な批判と異議申立てを通じてこそ健全に機能するものであるところ、政府を批判する市民が監視対象とされ、その情報が収集・蓄積されることは、批判的言論への重大な萎縮効果

を生じさせ、政府に対する正当な批判活動そのものを抑圧することにつながる。これは、表現の自由(憲法 21 条 1 項)、思想・良心の自由(同 19 条)を実質的に侵害するのみならず、自由な言論を通じた民意の形成という国民主権原理(憲法前文、同 1 条)の基盤を掘り崩すものであって、憲法秩序の根幹に関わる重大な問題を含む。

権力者にとって都合の悪い人物をあぶり出し、表現の自由、思想・良心の自由を棄損しかねないという点で、国旗損壊罪法案と同根であることが理解できるだろう。

第 3 に、アジア諸国からみた日の丸(国旗)の歴史的意味を熟思することである。自民党は日本の現行法について「G7 で唯一、外国国旗の損壊は処罰対象になる一方、自国の国旗についての規定がない」とか「同じ敗戦国のイタリア・ドイツでも国旗損壊罪はある」と指摘し、法案の正当性を主張している。確かに、ドイツ、イタリアにはいわゆる国旗損壊罪が存在する。しかし、留意すべきことは、敗戦をきっかけにドイツとイタリアはともにナチズム・ファシズム政権下の国旗(写真：ハーケンクロイツ旗が林立する中でのベルリンオリンピック聖火ランナー)を禁止し、新たな意匠の国旗を設けて

いることである。ドイツではナチのハーケンクロイツの使用は禁止されており、違反者は罰せられる（刑法第 86 条 a）。



この点で戦前の天皇制国家と同じ日の丸（国旗）を使用し続けている日本は様相を異にする。換言すれば、ドイツ連邦共和国の国旗では争点化されない負の歴史を日の丸は引きずっていると言えるのである。右派政治家の中には、いつまで中国や韓国に謝罪しなくてはならないのかと宿痾のごとく苛立ちを隠さない者もあるが、日本軍の侵略行為によって民間人を含め数千万人の犠牲者を出した中国やアジア諸国の人びとにとって、戦争の記憶（シンボルとしての日の丸）を軽々に消し去ることは不可能であろう。

隣国との友好関係は歴史の忘却ではなく、学問的成果に立脚した歴史

認識の共有化を通じてこそ育まれるはずである。

6. 国旗と表現の自由、思想・良心の自由

冒頭で記したように、今次 FIFA ワールドカップ 2026 では、日本を含めて参加国の国旗の巨大な意匠が表出されている（写真：日本 vs オランダ戦前のセレモニー）。

ここから直ちに偏狭な排外主義ナショナリズムを読み取る人は、まずいないだろう。競技場やパブリックビューイングで日の丸（国旗）を纏いながら代表チームを応援する人びとにとって、日の丸（国旗）は応援の表現の要素であり、必ずしも「国旗を大切に思う国民感情」を表出して



いるわけではないと、わたしには感じられる。このような表現の自由（同時に日の丸に対する批判的感情を抱く自由）の保障こそが、逆説的に多くの人びとに日の丸を「広げて」い

く根拠になっているのではあるまいか。

今次国旗損壊罪法案は、表現の自由、思想・良心の自由に抵触しかねないがゆえに、上記の立法の趣旨とは裏腹に、日の丸（国旗）の価値を貶め、国旗と国民の関係の幅を狭めてしまう結果となるのではないかと考える。

（2026 年 6 月）

（付記）

本稿脱稿後、国旗損壊罪法案の国会審議と並行して学術団体からも同法案の反対・批判の声があがっている。たとえば、日本歴史学協会は同法案の制定による「教育現場の委縮、さらには学術・思想界一般、社会全体における同調圧力の強化が一層進むことは火を見るよりも明らかである」とし、「国家主義の台頭と思想・信仰の自由侵害をもたらす『国旗損壊罪』制定に反対する」声明文を発表した（2026 年 6 月 24 日）。

Zapping 原稿募集

研究会・学会報告など教育・研究に関するあらゆるジャンルのご投稿をお待ちしております。

また、いろんな特集も組んでいきたいと思っています。

何本かまとめてのご投稿也大歓迎ですので、ご提案がありましたら事務局に申し出てください。

形式はタイトル・名前・本文をつけ、1,500字～2,000字程度でお書きください。

原稿は s-kyoken@st.ritsumeai.ac.jp に送付してください。